

新潟大学高額間接経費獲得者支援制度（ゴールドデスク）実施要項

（令和2年4月16日研究推進機構長裁定）

1 趣旨

顕著な研究成果を上げ、一定額以上の間接経費を獲得した研究者を顕彰するとともに、適切な支援を行うことでさらなる研究意欲の向上を図り、もって安定した研究基盤の構築および新潟大学の研究水準の向上に寄与することを目的として、本事業を実施する。

2 対象者

以下の2点を満たす者から申告があった場合、研究推進機構長（以下、「機構長」という。）は、研究倫理の遵守、学生に対する教育、勤務状況等の状況に照らして適切であると判断した者について、研究推進機構会議に推薦する。研究推進機構会議は、機構長から推薦があった者について審議を行い、対象者を決定する。

また、申告がなかった場合であっても、翌年5月に集計される決算データを根拠として、以下の2点を満たす者を抽出し、上記と同様の手続きを経て決定する。

（1）本学の大学教育職員及び特任教員（短時間除く）

（2）競争的研究費等で獲得した間接経費収入※の合計金額（年度単位）が500万円以上（ただし、寄附金、治験及び病理組織検査による間接経費収入を除く。）

※間接経費収入…大学に納付される間接経費。本人に配分される経費は除く。

3 顕彰・支援

対象者は顕彰を受けるとともに、下記の支援を利用することができる。

<顕彰>

学長が「学長賞(外部資金獲得奨励)」を授与する。

<支援>

支援内容は、予算の都合や今後の制度設計等により、適宜変更・追加する。

（研究支援員の派遣）

申請に基づき、学内の事務手続き等基本的スキルを有する事務補佐員を、最大1ヶ月間派遣する。（詳細は「研究支援員派遣制度（ゴールドデスク版）募集要項」参照）

なお、研究推進機構超域学術院及び研究教授、研究准教授を対象に実施している「研究支援員派遣制度」を利用している者は除く。

4 支援期間

支援期間は、申告による場合は支援対象決定後1年間、決算データを根拠とする場合は支援対象決定後の当年度末までとする。ただし、申請状況により、利用回数等を制限することがある。